

2024年12月5日

立憲民主党

代表 野田 佳彦 様

憲法・平和・教育を守る

全国母と女性教職員の会

要 請 書

日ごろより国政において、ご尽力いただいていることに感謝申し上げます。

「母と女性教職員の会」は、子どもたちの幸せを基盤とした平和で民主的な社会の実現をめざし、母親と女性教職員が手をむすび、全国各地の市町村、都道府県で運動を続け、今年度で70年を迎えました。「わが子、教え子を再び戦場に送るな」をスローガンに掲げ、平和・人権・子どもに関わる課題として、基地や原発の問題、女性差別撤廃、教育予算拡充、学校給食の実現など、これまでに多くの課題にとりくんできました。

「子どもたちを守りましょう」「お母さんの体を守りましょう」「憲法を変えさせないようにしましょう」を合言葉にとりくみを続けてきましたが、岸田政権の下、憲法「改正」論議がすすめられています。平和な社会、私たちの願いが損なわれるのではないかと危惧しています。私たちは、8月に全国集会を開催し、“子どもたちに平和な未来を”をテーマに、教育や平和などに関する様々な課題について話し合い、行動していくことを確認し合いました。

つきましては、この間の運動や全国集会での議論もふまえ、別紙のとおり要請事項をまとめましたので、その実現にむけて国政の場でご尽力いただくようお願い申し上げます。

記

1. 文部科学省関係事項について
2. 厚生労働省関係事項について
3. 内閣府関係事項について
4. 防衛省関係事項について
5. こども家庭庁関係事項について

文科省関係事項

「わが子、教え子をふたたび戦場に送るな」のスローガンのもと、1954年、全国婦人教員研究協議会で「全国のお母さん、手をつないで立ち上がりましょう」というアピールが採択されました。以来、「母と女性教職員の会」は全国各地で連帯活動をすすめています。

この運動は、日本の母親運動の先がけであり、子どもや教育の問題を中心としながら、平和と民主主義、人間の生命を守るための中心的な役割を果たしてきました。戦後の混乱期には、弁当を持ってこられない子どもたちへの学校給食の実施、学用品のない子どもたちへの配布、長期欠席の子どもたちに対する生活保護法による保障など、その時代の母親や子どもたちの要求実現をはかりながら発展させてきました。各地では課題別の分科会や集会を開くとともに、これまでに、35人学級の早期実現や、教育費の保護者負担軽減、家庭科の男女共修、教育予算拡充、基地や原発の問題など自治体要請をはじめ多くのとりくみをしてきました。

憲法・平和・教育を守る母と女性教職員の会の運動の原点に立ち、子どもたちのゆたかな学びの実現のため、下記のことを求めます。

記

1. 国連子どもの権利委員会勧告をふまえ、適切な人間関係を構築する観点から、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの知識の普及をすすめること。また、望まない妊娠を防ぐことや性感染症に対する適切な予防行動、子ども自身が性被害を認識できるようにするため、幼少期からの「人権としての包括的性教育」を文科省の責任ですすめること。そのために、指導要領の「はどめ規定」を撤廃すること。
2. 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解増進に関する法律」の公布を受けて、学校現場での周知や教職員への研修、施設整備の充実を図ること。
3. 国連障害者権利条約の審査勧告をふまえ、障害の有無に関わらず同じ場で学ぶことができるような環境整備を行い、インクルーシブ教育をすすめるための具体的な指標を示すこと。
4. すべての子どもたちの個性が尊重される学校教育をすすめるため、教職員の定数改善を図ること。また教職員のなり手不足の解決、教職員の業務削減に努めること。
5. 子どもの教育費について、自治体間で保護者負担差が生じることのないよう、予算措置を講ずること。

以上

厚生労働省関係事項

「わが子、教え子をふたたび戦場に送るな」のスローガンのもと、1954年、全国婦人教員研究協議会で「全国のお母さん、手をつないで立ち上がりましょう」というアピールが採択されました。以来、「母と女性教職員の会」は全国各地で連帯活動をすすめています。

この運動は、日本の母親運動の先がけであり、子どもや教育の問題を中心としながら、平和と民主主義、人間の生命を守るための中心的な役割を果たしてきました。戦後の混乱期には、弁当を持ってこられない子どもたちへの学校給食の実施、学用品のない子どもたちへの配布、長期欠席の子どもたちに対する生活保護法による保障など、その時代の母親や子どもたちの要求実現をはかりながら発展させてきました。各地では課題別の分科会や集会を開くとともに、これまでに、35人学級の早期実現や、教育費の保護者負担軽減、家庭科の男女共修、教育予算拡充、基地や原発の問題など自治体要請をはじめ多くのとりくみをしてきました。

憲法・平和・教育を守る母と女性教職員の会の運動の原点に立ち、子どもたちのゆたかな学びの実現のため、下記のことを求めます。

記

1. 男性の育児休業取得促進や短時間勤務制度の活用促進にむけ、制度の周知を徹底し進捗状況をふまえ、さらなる策を講ずること。
2. 生理休暇制度を取得しにくい現状があることから、制度の普及促進を行うとともに労働者が産業医に相談しやすい体制づくりをすすめること。また、更年期障害の実態把握に努めること。
3. 誰も自死に追い込まれない社会をめざし、小中高での相談体制の強化、SOSの出し方の指導、ゲートキーパーの養成など、子どもの自死予防のための対策をこども家庭庁と連携のもと充実させること。
4. HPVワクチン等、安全性の確認がないままの接種勧奨を中止すること。
5. 「フッ化物洗口」や「フッ化物塗布」は、集団での実施ではなく個別での実施とすること。
6. 福島第一原子力発電所事故の被ばくによる甲状腺検査を、国と県の責任で継続的にすすめること。

以上

内閣府関係事項

「わが子、教え子をふたたび戦場に送るな」のスローガンのもと、1954年、全国婦人教員研究協議会で「全国のお母さん、手をつないで立ち上がりましょう」というアピールが採択されました。以来、「母と女性教職員の会」は全国各地で連帯活動をすすめています。

この運動は、日本の母親運動の先がけであり、子どもや教育の問題を中心としながら、平和と民主主義、人間の生命を守るための中心的な役割を果たしてきました。戦後の混乱期には、弁当を持ってこられない子どもたちへの学校給食の実施、学用品のない子どもたちへの配布、長期欠席の子どもたちに対する生活保護法による保障など、その時代の母親や子どもたちの要求実現をはかりながら発展させてきました。各地では課題別の分科会や集会を開くとともに、これまでに、35人学級の早期実現や、教育費の保護者負担軽減、家庭科の男女共修、教育予算拡充、基地や原発の問題など自治体要請をはじめ多くのとりくみをしてきました。

憲法・平和・教育を守る母と女性教職員の会の運動の原点に立ち、子どもたちのゆたかな学びの実現のため、下記のことを求めます。

記

1. 女性差別や他の脆弱な立場との複合差別を排除する観点から、一人ひとりの個性と能力が発揮できる社会の実現にむけ、性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの払しょく、両立支援策の充実、多様性の尊重等にむけた施策をすすめること。あわせて、男女間賃金格差等の是正、女性管理職比率の向上等による女性の働きにくさの解消や、ジェンダーにとらわれない労働観・職業観を育てる施策を推進すること。
2. 「改正配偶者暴力防止法」や「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されたことをふまえ、DV等被害者が保護や生活再建に至るまでの切れ目ない支援を確実に受けられるよう、予算措置も含め関係機関と連携した施策を具体的に示し、周知すること。
3. 女性や子どもに対する暴力を排除し、適切な人間関係を構築する観点から、デートDV防止教育等の充実や、幼少期からの「人権としての包括的性教育」を文科省・子ども家庭庁と連携し、すすめること。
4. 地方公共団体での災害対策本部や避難所運営、計画の策定にジェンダーの視点を取り入れるよう議論をすすめること。その際には、多文化共生の観点や障害者の課題も盛り込むこと。
5. 東電福島第一原発事故被災者が、安心・安全に生活できるよう個々の事情に合わせた支援を行うこと。特に避難生活を余儀なくされている家庭等の子どもへの心のケアをすすめ、「被災児童生徒就学支援事業」を継続すること。
6. 国連女性差別撤廃委員会の勧告、最高裁判決合憲を受け、「選択的夫婦別姓制度」について議論をすすめること。

以上

防衛省関係事項

「わが子、教え子をふたたび戦場に送るな」のスローガンのもと、1954年、全国婦人教員研究協議会で「全国のお母さん、手をつないで立ち上がりましょう」というアピールが採択されました。以来、「母と女性教職員の会」は全国各地で連帯活動をすすめています。

この運動は、日本の母親運動の先がけであり、子どもや教育の問題を中心としながら、平和と民主主義、人間の生命を守るための中心的な役割を果たしてきました。戦後の混乱期には、弁当を持ってこられない子どもたちへの学校給食の実施、学用品のない子どもたちへの配布、長期欠席の子どもたちに対する生活保護法による保障など、その時代の母親や子どもたちの要求実現をはかりながら発展させてきました。各地では課題別の分科会や集会を開くとともに、これまでに、35人学級の早期実現や、教育費の保護者負担軽減、家庭科の男女共修、教育予算拡充、基地や原発の問題など自治体要請をはじめ多くのとりくみをしてきました。

憲法・平和・教育を守る母と女性教職員の会の運動の原点に立ち、わが子、教え子をふたたび戦場に送らないため、下記のことを求めます。

記

1. 政府は、台湾有事を口実に沖縄本島・与那国島・石垣島・奄美大島において急速な軍事要塞化を進めている。しかし、戦争によって国民の命を守ることはできないことは明らかであることから、憲法9条に従って軍事拡大のための防衛費の大幅な増額を撤回すること。
2. 南西諸島における軍備配置においては、地域への十分な説明もないまま性急に進められており、とりわけ急激な住居費高騰によって転居・転校を余儀なくされる子どもや地域住民の人生生活を大きく変化させている。人権や日常生活を守ることを第一と考え、自治体や住民との話し合いを丁寧に行うこと。
3. 沖縄において米兵による少女への性的暴行という痛ましい事件が何度も発生している。米軍に対し徹底した再発防止策を強く要望するとともに、米軍基地の建設中止、縮小・撤去に向けて、外務省とともに日米地位協定を抜本的に見直す議論をすすめること。
4. 世界各地で事故が相次ぐオスプレイが、安全性への懸念が払拭されないまま、国内での配備が進められている。また、オスプレイ配備が予定されている佐賀空港の駐屯地建設工事をただちに停止するとともに環境改善のための対策を講じること。

以上

こども家庭庁関係事項

「わが子、教え子をふたたび戦場に送るな」のスローガンのもと、1954年、全国婦人教員研究協議会で「全国のお母さん、手をつないで立ち上がりましょう」というアピールが採択されました。以来、「母と女性教職員の会」は全国各地で連帯活動をすすめています。

この運動は、日本の母親運動の先駆けであり、子どもや教育の問題を中心としながら、平和と民主主義、人間の生命を守るための中心的な役割を果たしてきました。戦後の混乱期には、弁当を持ってこられない子どもたちへの学校給食の実施、学用品のない子どもたちへの配布、長期欠席の子どもたちに対する生活保護法による保障など、その時代の母親や子どもたちの要求実現をはかりながら発展させてきました。各地では課題別の分科会や集会を開くとともに、これまでに、35人学級の早期実現や、教育費の保護者負担軽減、家庭科の男女共修、教育予算拡充、基地や原発の問題など自治体要請をはじめ多くのとりくみをしてきました。

憲法・平和・教育を守る母と女性教職員の会の運動の原点に立ち、わが子、教え子をふたたび戦場に送らないため、下記のことを求めます。

記

1. 「子どもの権利条約」の理念が生かされるよう、子どもの意見を聴き、実態を丁寧に把握し、子どもに寄り添った施策の推進や支援を行うこと。また、第三者機関である「子どもコミッショナー」の設置にむけて議論をすすめること。
2. 乳幼児期の子どものいのちと権利を守るため、幼稚園教諭・保育士の増員を要求し、待遇改善をはかること。
3. 国連子どもの権利委員会勧告をふまえ、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの知識の普及をすすめること。また、望まない妊娠を防ぐことや性感染症に対する適切な予防行動や子ども自身が性被害を認識できるようにするため、幼少期からの「人権としての包括的性教育」を文科省・内閣府と連携してすすめること。
4. 特別養子縁組に関して、社会の理解が深まるよう、啓発に努めること。また、本人に十分な情報開示ができるよう、議論をすすめること。
5. ヤングケアラーの実態に関する定期的な調査を行い、ヤングケアラーの早期発見、具体的な支援につなげるため、自治体への支援体制を整えること。
6. 共同親権法の施行については、子どもの利益を最優先すること。DV離婚における相談や緊急対応について、具体的な支援体制を整えること。また、施行にあたっては、共同親権における問題点について、子どもが不利益を被ることがないように、議論をすすめること。

以上